

亀山市告示第86号

かめやまマタニティ・サポート119実施要綱を次のとおり定める。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

かめやまマタニティ・サポート119実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、緊急時に、妊婦を救急自動車で分べん可能な医療機関（以下「産科医療機関」という。）に搬送する体制を整備することにより、妊婦が安心して出産を迎えることができるよう、かめやまマタニティ・サポート119（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 本事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有する妊婦とする。

(利用条件)

第3条 本事業は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するとき（利用対象者が自ら産科医療機関に移動できるとき、又は利用対象者の親族等により産科医療機関に搬送できるときを除く。）に利用できるものとする。

(1) 出産の兆候がみられ、担当する医師又は助産師（以下「主治医等」という。）の指示を受けたとき。

(2) 主治医等が緊急に搬送する必要があると認めたとき。

(事前登録)

第4条 本事業の利用を希望する者は、市長が必要と認める事項を専用ウェブサイトから入力することにより申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、かめやまマタニティ・サポート119登録台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(情報管理)

第5条 前条第2項の規定により台帳に登録した情報（以下「登録情報」という。）は、

子ども未来部子ども総合支援課において管理し、亀山市消防本部指揮査察課と共有するものとする。

(登録変更)

第6条 第4条第2項の規定による登録を受けた者（以下「事前登録者」という。）は、登録情報に変更が生じたときは、専用ウェブサイトから変更前の登録情報に係る申込みを取り消し、再度事前登録を申し込むものとする。

(登録抹消)

第7条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、台帳から当該事前登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 出産したとき。
- (2) 出産予定日から1月が経過したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) 事前登録者から抹消の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により台帳から事前登録者の登録を抹消したときは、亀山市消防本部指揮査察課長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。